

発表項目 (行事名)	「(仮称)石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業 計画段階環境配慮書」の告示・縦覧について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【ポイント】</p> <p>○ 北海道環境影響評価条例に基づき、株式会社JERAから標記報告書が知事宛に送付されたので、本日、告示を行うとともに配慮書の縦覧を開始しました。</p> </div> <p>1 配慮書について 事業の計画立案段階における環境配慮を可能とするため、位置・規模等の検討段階において、既存資料などから環境保全のために配慮すべき事項について検討した結果をまとめたもの。</p> <p>2 配慮書の縦覧について (詳細は別紙を参照ください)</p> <p>(1) 縦覧場所</p> <p>ア 留萌振興局管内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留萌振興局保健環境部環境生活課 ・増毛町役場、増毛町文化センター <p>イ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道環境生活部環境保全局環境政策課 ・北海道各(総合)振興局保健環境部環境生活課 ・石狩市役所、石狩市厚田支所、石狩市浜益支所、石狩市民図書館 <p>(2) 縦覧期間 令和5年(2023年)11月28日(火)～令和5年(2023年)12月27日(水)</p> <p>(3) 意見の提出 北海道に居住されている方は、配慮書について、環境保全の見地からの意見を事業者に対し提出することができます。</p> <p>① 提出先 〒450-6318 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー 名古屋18階 株式会社JERA 西日本支社 総務・地域統括部 電源立地部 環境調査第二ユニット</p> <p>② 提出期限 令和6年(2024年)1月11日(木)当日消印有効</p> <p>※縦覧に関する情報については、北海道のウェブサイト(北海道の環境影響評価情報)にも掲載しています。 (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.html)</p>		
参考	<p><事業の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類 風力発電所の設置の工事 ・規模 出力最大28,000kW ・事業実施想定区域 石狩市浜益沖 		
報道(取材)に 当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所) 道政記者クラブ、 石狩振興局記者クラブ	
担当 (連絡先)	<p>留萌振興局保健環境部環境生活課 課長 溝口 敬広 電話 ダイヤルイン 0164-42-8429 (内線2950)</p> <p>留萌振興局保健環境部環境生活課 地域環境係長 江崎 逸人 電話 ダイヤルイン 0164-42-8432 (内線2971)</p>		

(仮称) 石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業計画段階環境配慮書
縦覧情報

北海道環境影響評価条例に基づき、「(仮称) 石狩市浜益沖浮体式洋上風力発電実証事業計画段階環境配慮書」を下記のとおり縦覧します。

記

1 事業者の名称

株式会社JERA (愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋18階)

2 事業の概要

(1) 種類

風力発電所の設置の工事

(2) 規模

出力最大28,000kW

(3) 事業実施想定区域

石狩市浜益沖

3 配慮書の縦覧

(1) 縦覧場所

- ・北海道環境生活部環境保全局環境政策課
- ・各(総合)振興局保健環境部環境生活課
- ・石狩市役所
- ・石狩市厚田支所
- ・石狩市浜益支所
- ・石狩市民図書館
- ・増毛町役場
- ・増毛町文化センター

(2) 縦覧期間

令和5年(2023年)11月28日(火)～同年12月27日(水)

※閉庁日又は閉館日を除く

(3) 縦覧時間

縦覧場所の開庁・開館時間に準じる

(4) 事業者のホームページアドレス

https://www.jera.co.jp/ir/denshi_koukoku/assessment_ishikari_hamamasu

4 意見の提出

道民(道内に住所を有する者(道内に主たる事務所を有する法人を含む。))は、計画段階環境配慮書について、環境保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

(1) 意見提出先

〒450-6318 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋18階
株式会社JERA西日本支社 総務・地域統括部 電源立地部
環境調査第二ユニット

(2) 意見提出期限

令和6年(2024年)1月11日(木) 当日消印有効